

(平成25年11月13日受付)

## 市民課等の各種申請について

### ■内容

現在、市民課等における、各種申請方法は一部、郵送可能なもの以外、本人が、代理人が直接窓口に行かなければ申請出来ないものも少なくありません。

私は、田辺市住民でありながら、電車通勤の為、直接窓口まで行く事は簡単ではありません。

土日曜日は、休みですが、市役所が閉まっています。

例えば、銀行等の事務処理は、ネットまたは郵送を利用すれば、ほぼ、用事を済ませる事が可能です。

私は、住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの電子証明書、インターネット環境まで揃っています。しかしながら、電子申請書の更新の為に、一日、休みを取って窓口まで本人が行かなければ、更新が出来ません。

せめて、銀行の様に郵送による申請が出来る様に改善をお願いします。

### ■回答

電子証明書の発行、更新の手続きにつきましては、「公的個人認証サービス事務処理要領」により、「申請書の提出は市区町村の受付窓口へ直接出向いて行わなければならない、郵送その他の方法による提出については受付不可とする。」と、定められています。

また、手続きの際には、電子証明書の新規発行の場合は暗証番号の設定、更新の場合は暗証番号の照合がそれぞれ必要であり、それらは申請者の方が市区町村に設置されている受付窓口端末にて行うこととなります。代理人の方による申請の場合のみ、職員が代行いたします。

休日での取り扱いにつきましては、電子証明書の発行、更新の際には、県のシステム、公的個人認証サービスセンターとの通信処理が行われていますが、休日は県のシステムは稼働しておらず、また公的個人認証サービスセンターによるサービス提供時間も平日の8時30分～17時00分までとなっていますので、市役所窓口での対応もいたしかねます。

ご不便をおかけいたしますが、ご都合のよい平日に来庁していただくか、代理人の方に手続きをしていただくかの方法によりご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、代理人の方による手続きには、①「照会書兼回答書」(申請者の方がパスワード等必要事項を記入し厳重に封緘したもの)、②申請者の方のICカード、③申請者の方の実印が押印された委任状及び印鑑登録証明書、④代理人の方の顔写真つきの本人確認書類(運転免許証等の官公署発行のもの)が必要となります。

①「照会書兼回答書」につきましては、一度窓口に来ていただき、電子証明書発行/更新申請書を提出していただきますと、申請者の方のご自宅に郵送いたします。

代理人の方が手続きをしていただく場合は、申請者の方のご自宅に「照会書兼回答書」を郵送することにより申請者の方の意思確認等を行っています。そのため、電子証明書の発行を受けるには、窓口へ二度来ていただく必要があります。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

【市民課】